（農林水産技術会議事務局組織規則の一部改正）

第五条　農林水産技術会議事務局組織規則（昭和四十年農林省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）第十三条第五号イからニまでに掲げる国立研究開発法人」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構及び国立研究開発法人国際農林水産業研究センター」に改める。

第四条第五号中「から第九号まで」を削り、「これら」を「これ」に改める。

（種苗法施行規則の一部改正）

第六条　種苗法施行規則（平成十年農林水産省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二第二項中「独立行政法人種苗管理センター（以下「種苗管理センター」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」に改め、同条第三項中「種苗管理センター」を「研究機構」に、「法第十五条第五項」を「同条第五項」に改める。

第二十五条中「種苗管理センター」を「研究機構」に改める。

（遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第三十二条の規定による立入検査等及び報告に関する省令の一部改正）

第七条　遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第三十二条の規定による立入検査等及び報告に関する省令（平成十六年農林水産省令第十号）の一部を次のように改める。

第一条第一号ロ中「独立行政法人種苗管理センター」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」に改め、同号ニ中「国立研究開発法人水産総合研究センター」を「国立研究開発法人水産研究・教育機構」に改める。

別記様式の表面中「、独立行政法人種苗管理センター理事長」を削り、「又は国立研究開発法人水産総合研究センター理事長」を「、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構理事長又は国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長」に改め、同様式の裏面中「、独立行政法人種苗管理センター」を削り、「、国立研究開発法人水産総合研究センター」を「、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人水産研究・教育機構」に、「及び国立研究開発法人水産総合研究センター」を「、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構及び国立研究開発法人水産研究・教育機構」に改める。

第八条　育成者権を侵害する物品に該当するか否かの認定手続に係る農林水産大臣の意見聴取に関する省令（平成十八年農林水産省令第四号）の一部を次のように改正する。

本則中「独立行政法人種苗管理センター」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（勘定区分等の特例）

第二条　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）が独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）附則第六条第二項の規定により特別の勘定を設けて経理を区分して整理する場合には、第一条の規定による改正後の国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の農業・食品産業技術研究等業務及び農業機械化促進業務に係る財務及び会計並びに人事管理に関する省令第五条中「研究機構法第十五条の規定により経理を区分して整理する場合」とあるのは、「研究機構法第十五条の規定により経理を区分して整理する場合及び独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第七十号）附則第六条第二項の規定により特別の勘定を設けて経理を区分して整理する場合」とする。

（研究機構の内部組織に関する経過措置）

第三条　整備法附則第八条の規定により読み替えて適用する独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第五十条の十一において準用する通則法第五十条の六第一号に規定する離職前五年間に在職していた旧種苗管理センター等の内部組織として主務省令で定めるものは、整備法の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に存していた旧種苗管理センター等の理事長の直近下位の内部組織として農林水産大臣が定めるもの（以下「旧種苗管理センター等解散時内部組織」という。）であって再就職者（離職後二年を経過した者を除く。以下同じ。）が離職前五年間に在職していたものとする。

2　施行日の前日前に存していた旧種苗管理センター等の理事長の直近下位の内部組織として農林水産大臣が定めるものであって再就職者が離職前五年間に在職していたものが行っていた業務を旧種苗管理センター等解散時内部組織（当該内部組織が旧種苗管理センター等解散時内部組織である場合にあっては、他の旧種苗管理センター等解散時内部組織）が行っていた場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前五年間に当該旧種苗管理センター等解散時内部組織に在職していたものとみなす。

3　整備法附則第八条の規定により読み替えて適用する通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の六第一号に規定する国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の内部組織として主務省令で定めるものは、現に存する理事長の直近下位の内部組織のうち、旧種苗管理センター等解散時内部組織に在職していたものとみなす。

第四条　研究機構に係る整備法附則第八条の規定により読み替えて適用する通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の六第二号の主務省令で定める管理又は監督の地位は、職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）第二十七条第六号に規定する職員が就いている官職に相当するものとして農林水産大臣が定めるものとする。

（国立研究開発法人水産研究・教育機構の内部組織に関する経過措置）

第五条　整備法附則第十三条の規定により読み替えて適用する通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の六第一号に規定する離職前五年間に在職していた旧水産大学校の内部組織として農林水産大臣が定めるもの（以下「旧水産大学校解散時内部組織」という。）であって再就職者が離職前五年間に在職していたものとする。

2　施行日の前日前に存していた旧水産大学校の理事長の直近下位の内部組織として農林水産大臣が定めるものであって再就職者が離職前五年間に在職していたものが行っていた業務を旧水産大学校解散時内部組織（当該内部組織が旧水産大学校解散時内部組織である場合にあっては、他の旧水産大学校解散時内部組織）が行っていた場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前五年間に当該旧水産大学校解散時内部組織に在職していたものとみなす。

3　整備法附則第十三条の規定により読み替えて適用する通則法第五十条の六第一号に規定する国立研究開発法人水産研究・教育機構の内部組織として主務省令で定めるものは、現に存する理事長の直近下位の内部組織のうち、旧水産大学校解散時内部組織に在職していたものとみなす。

（国立研究開発法人水産研究・教育機構の管理又は監督の地位に関する経過措置）

第六条　国立研究開発法人水産研究・教育機構に係る整備法附則第十三条の規定により読み替えて適用する通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の六第二号の主務省令で定める管理又は監督の地位は、職員の退職管理に関する政令第二十七条第六号に規定する職員が就いている官職に相当するものとして農林水産大臣が定めるものとする。